（案）

岐阜県土地利用基本計画

—— 第　六　次 ——

令和　　年　　月

岐　阜　県

岐阜県土地利用基本計画（第六次）

目　　次

はじめに ---- 1

１　県土の利用に関する基本構想 ---- 2

（１）県土利用の基本方針 ---- 2
ア　県土利用の基本理念 ---- 2
イ　県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題 ---- 2
ウ　持続可能な県土利用・管理の基本方向 ---- 4

（２）地域類型別の県土利用の基本方向 ---- 8
ア　都市 ---- 8
イ　農山村 ---- 9
ウ　自然維持地域 ---- １０

（３）利用区分別の県土利用の基本方向 ---- １０
ア　農地 ---- １０
イ　森林 ---- １１
ウ　原野等 ---- １１
エ　水面・河川・水路 ---- １１
オ　道路 ---- １２
カ　宅地 ---- １２
キ　その他 ---- １３

（４）圏域別の県土利用の基本方向 ---- １３
ア　岐阜圏域 ---- １４
イ　西濃圏域 ---- １４
ウ　中濃圏域 ---- １５
エ　東濃圏域 ---- １６
オ　飛騨圏域 ---- １６

２　土地利用の原則及び調整指導方針 ---- １８

（１）五地域区分の土地利用の原則 ---- １８
ア　都市地域 ---- １８
イ　農業地域 ---- １８
ウ　森林地域 ---- １９
エ　自然公園地域 ---- １９
オ　自然保全地域 ---- ２０

（２）五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針２０

ア　都市地域と農業地域とが重複する地域 ---------- ２０
イ　都市地域と森林地域とが重複する地域 ---------- ２０
ウ　都市地域と自然公園地域とが重複する地域 ---------- ２１
エ　都市地域と自然保全地域とが重複する地域 ---------- ２１
オ　農業地域と森林地域とが重複する地域 ---------- ２１
カ　農業地域と自然公園地域とが重複する地域 ---------- ２１
キ　農業地域と自然保全地域とが重複する地域 ---------- ２１
ク　森林地域と自然公園地域とが重複する地域 ---------- ２１
ケ　森林地域と自然保全地域とが重複する地域 ---------- ２１

（３）五地域区分を補完する調整指導方針 ---------- ２２

ア　大規模な土地利用の転換への対応---------- ２２
イ　インターチェンジ周辺や幹線道路沿いの開発への対応 ---------- ２２
ウ　再生可能エネルギー関連施設への対応---------- ２２
エ　農地と宅地等が無秩序に混在する地域への対応---------- ２２
オ　五地域に属さない地域への対応---------- ２２

３　土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画---------- ２３

おわりに ---------- ２４

＜参考１＞
１　本計画の構成 ---------- ２５
２　計画図---------- ２５

＜参考２＞
１　利用区分別の県土利用の状況 ---------- ２６
２　圏域別の県土利用の基本方向における圏域の区分 ---------- ２７
３　土地利用基本計画図地域区分別面積 ---------- ２８
４　地域区分が重複する場合の調整指導方針を示す図表 ---------- ３０

はじめに

この計画は国土利用計画法第９条の規定に基づき、岐阜県の区域について適正かつ合理的な土地利用を図るため策定しました。この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法令に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画です。

すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものです。

この計画は、令和５年７月に策定された第六次国土利用計画（全国計画）（以下「全国計画」という。）との整合を図るため、平成30年３月に策定した前計画について見直しを行うものです。

また、この見直しに当たっては、県土利用に関する基本的な方針をより一体的かつ効果的に示す観点から、岐阜県国土利用計画に定めていた内容との重複や相違点の整理を行い、同計画の内容を土地利用基本計画に統合し、県土利用の総合的な方針を示す計画として一本化しました。これにより、本計画は県土利用の基本方針や土地利用の調整等について定める総合的な計画として位置付けられます。

なお、この基本計画は、全国計画の改定及び社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

１　県土の利用に関する基本構想

（１）県土利用の基本方針

ア　県土利用の基本理念

本県は、飛騨の山々と美濃を潤す清流に象徴される豊かな自然環境に恵まれ、「飛山濃水」の地として知られています。この多様な自然は、県土面積の約８割を占める山林やそこで育まれる豊かな水、流域に住む人々の生活等とのかかわりの中で育まれ、世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」をはじめ、「飛騨の木工芸」、「美濃和紙」、「関の刃物」、「東濃の陶磁器」など、地域固有の産業・文化資源を生み出してきました。

先人から受け継がれたこの県土の利用に当たっては、県土が現在のみならず将来の県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産活動共通の基盤であることを踏まえ、公共の福祉を優先しつつ、自然環境の保全を図り、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、諸状況の変化を踏まえ、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

イ　県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化と課題を考慮する必要があります。

（ア）人口減少・高齢化による県土管理の低下と地域活力の維持

岐阜県の総人口は、平成17年国勢調査で減少に転じ、以後減少が続いており、そのペースは年々加速しています。とりわけ、若年人口や生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加、人口の地域的な偏在も進展しており、中山間地域を中心に無居住化していく地域が拡大するおそれがあります。このような人口動態の変化は、土地需要の減少のみならず、県土の利用や管理に大きな影響を与えます。

都市においては、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、所有者不明土地などの低未利用土地や空き家等が増加しており、土地利用効率の低下や管理水準の低下が懸念されます。農山村では、農地管理の担い手減少による農地等の管理水準の低下や荒廃農地の増加も懸念されます。森林においては、所有者不明森林や所有境界の不明などにより、間伐や主伐・再造林などの適切な森林管理が行われないことで、土砂災害防止や水源かん養、木材生産等の機能低下を招き、県土の保全や水循環、木材の安定供給等にも大きな影響を与えるおそれがあります。

これらの問題への対策を怠れば、県土の管理水準の悪化による周辺地域への悪影響の発生や土地利用の非効率化が進み、地域社会の衰退を招くおそれがあります。そのため、本格的な人口減少社会においては、県土の適正な利用と管理を通じて、県土の荒廃を防ぐ取組が重要となります。

加えて、地方創生[1]の観点から、地域の生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくことも必要となります。

（イ）大規模自然災害に備えた安全・安心な県土の形成

本県は、県土の多くが中山間地域に位置し、市街地の多くが河川に囲まれた低い平地

[1] 地方創生…自治体や民間企業、住民といった地域の主体者が産業振興策など特色のある施策の推進により、人口減少を抑止し、持続可能な社会の形成を目指す政策または一連の取り組み。

に立地する等、土砂災害や水害等のリスクを有しています。加えて、地球温暖化等の気候変動の影響により、極端な降水がより強く、より頻繁に発生する可能性が非常に高くなると予測されており、風水害や土砂災害の激甚化・頻発化が懸念されます。

その一方で、無降水日数も増加することが予測されており、渇水の頻発化・長期化・深刻化も懸念されます。加えて、雪崩の発生等による集落の孤立、集中的な降雪による交通障害、空き家の倒壊など、雪害による悪影響も懸念されます。

さらに、南海トラフ地震、県内における内陸直下地震等、巨大地震や火山噴火が発生した場合には、広域にわたる甚大な被害が生じる可能性があります。

このため、防災・減災対策の強化とともに、安全性を計画的に高めていく県土利用・管理への転換が急務となっています。

都市においては、諸機能の集中や地下空間を含む土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性の増大といった課題が残されています。農山村においては、県土管理水準の低下に伴う県土保全機能の低下が懸念されます。

加えて、本県は地籍調査の進捗率が全国平均を下回り、地籍整備が特に遅れており、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化、土地の有効利用の妨げになるおそれもあります。

安心・安全は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた強靱化の取組を進めていくことが県土利用・管理の点からも重要となります。

（ウ） 自然環境と良好な景観の保全と継承

地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失が続いています。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、水循環の変化、食料の安定供給、水源のかん養や県土保全など、暮らしを支える生態系サービス[2]に大きな影響を及ぼします。また、エネルギーの海外依存リスクの拡大を受け、再生可能エネルギーの導入促進が求められるなか、太陽光パネルや風力発電の風車の安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化し、地域社会との共生が課題となっています。

こうした課題に対応しつつ、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現と地域課題の統合的な解決に向け、地球温暖化に対する緩和策と適応策の取組を推進することにより、県土利用・管理を進めていくことが重要となります。

また、人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあるため、この機会を捉え、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めるとともに、開発後に放棄された土地の適切な管理や生態系の回復を図り、豊かな自然環境を次世代へ継承していくことが重要です。特に、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等では、土地への働きかけの減少に伴い、自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失も懸念されており、その継承と活用を図る取組が必要です。

さらに、美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな県土を次世代へ継承するため、これまで人と自然との関わりのなかで育まれてきた景観や美しい農山村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生及び創出を図り、地域の魅力を高めることも重要です。

[2] 生態系サービス…食料・水等の供給サービスや景観等の文化的サービスなど。

（エ） 交通ネットワークの形成による地域産業の発展

東海環状自動車道西回り区間の整備及び東回り区間の四車線化、東海北陸自動車道の四車線化、中部縦貫自動車道、濃飛横断自動車道等の整備が進められており、交通ネットワークが充実しつつあります。

また、リニア中央新幹線の整備が進められており、県内にはリニア岐阜県駅（仮称）及び中部総合車両基地などのリニア関連施設が建設される予定です。こうした整備効果を県内全域に最大限に波及させるため、具体的な施策が進められています。

交通ネットワークの形成により、人やモノの広域的な動きを活発にし、新たな企業の立地を促進し製造・物流関連産業、農林畜水産業、観光産業など地域産業の発展が期待されます。こうした効果を最大限に発揮するためには、社会インフラの整備とまちづくりを両輪として、地域の活性化に向けた取組を継続的に推進することが重要です。

これらの（ア）～（エ）に共通して、デジタルを活用した官民連携による地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めることが必要です。

ウ　持続可能な県土利用・管理の基本方向

今後の県土利用において取り組むべき基本方向は、アで示した基本理念を基に、未曽有の人口減少や少子高齢化の加速等を背景とした県土の管理水準の悪化など、イで示した県土利用・管理をめぐる状況の変化と課題を踏まえ、「地域の活力が創出される県土利用・管理」「安心して暮らせる県土利用・管理」「自然を守り美しくゆとりある県土利用・管理」「デジタル技術を活用した県土利用・管理」「多様な主体による県土利用・管理」の５つを基本方向として、自然と共生し、より良い状態で県土を次世代に引き継ぐ「持続可能な県土利用・管理」を目指します。

（ア）地域の活力が創出される県土利用・管理

① 土地利用の効率化・最適化の推進

関連する制度を組み合わせながら、人口減少が加速するなかで、発生する低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる土地利用の転換といった最適化を進めることが重要となります。

しかし、中山間地域や都市の縁辺部においては、人口減少により、従来と同様に労力や費用をかけて土地を管理し続けることは困難になることが想定されます。このため、国の「国土の管理構想[3]」を踏まえ、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化するとともに、放牧や計画的な植林等により草刈りや見守り程度の粗放的な管理[4]や最小限の管理を導入するなど、管理方法の転換等を図る取組として、「市町村管理構想」および地域住民の発意と合意形成を基礎とする「地域管理構想」の取組を支援していきます。

また、所有者不明土地など低未利用土地の利用の円滑化や空き家の利活用により土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地の管理の適正化や空き家の発生抑制、適切な管理、除却により周辺地域への悪影響を防止します。

森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれますが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水

[3] 国土の管理構想…人口減少下の適切な国土管理の在り方を示したもの。分野横断的・総合艇に国土全体の管理の在り方を提示。
[4] 粗放的な管理…放牧、景観作物、緩衝帯利用、ビオトープ、計画的な植林等による労力やコストをかけずに農地を利用する方法。

循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要となります。

一方で、地方創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適正の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進します。

そのほか、安全保障上重要な施設周辺の土地を対象に重要土地等調査法[5]が施行され、県内３か所が注視区域（土岐市、海津市）及び特別注視区域（各務原市）に指定されています。今後、国からの要請に応じて、資料提供や現地・現況調査等に関わり、国と連携して、県民の安心・安全を確保するため、適正な土地利用を図ります。

② 活力と魅力にあふれる県土の構築

都市については、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に誘導し、集約化するとともに、それらの拠点を公共交通網で結ぶことで都市全体をネットワーク化（コンパクト・プラス・ネットワーク）し、郊外への市街地の無秩序な拡大を抑制します。集約化する中心部では、都市機能の充実や市街地の活性化を図り、県内への移住定住の促進にもつなげます。

一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスの在り方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進めます。

また、ひとつの地域だけで十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めるほか、市町村界にとらわれない柔軟なエリアをベースに、機能・役割の分担・連携を推進します。

さらに、東海環状自動車道西回り区間の整備やリニア中央新幹線開業を見据えた本社機能移転、工場用地の開発促進、成長分野及び製造業・物流関連産業等の企業誘致、国の機関の誘致等を進め、交通利便性の向上や産業立地適性の変化を踏まえ、地域の持続性確保につながる産業集積の形成と、人が行き交い集いたくなる賑わいのあるまちづくりを推進します。

また、地域の自然資源を生かした農林畜水産業の供給力及び稼ぐ力の向上を図るとともに、農業分野をはじめ多様な産業分野において、多様な主体が学び、体験し、交流できる場づくりを推進し、地域の活力創出と持続的な発展につなげます。

農地については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的にかつ適切に発揮させるために良好な管理を行うとともに、地域計画[6]の達成に向け、農業の担い手への農地集積・集約化を加速化させることなどを通じて、荒廃農地の発生防止・解消と効率的な利用を図ります。

森林については、森林経営管理制度[7]を活用した経営管理の集積・集約や岐阜県独自の森林吸収クレジット制度の推進等により、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全を進めます。その際、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、効

[5] 重要土地等調査法…重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和３年法律第 84 号)。

[6] 地域計画…農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者の話合い（協議の場）を踏まえ、地域農業の在り方や農地利用の姿を明確にし、市町村において策定・広告される計画。

[7] 森林経営管理制度…森林所有者自ら経営管理が実施できない森林について、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は一定の要件を満たす民間事業者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度。

率的に健全な水循環の維持・回復を図ります。

（イ）安心して暮らせる県土利用・管理

① 防災・減災対策の推進

県民が安心して暮らせる県土利用・管理を実現するには、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を進めることが重要です。

そのため、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえた道路や河川、砂防等、インフラの計画的な整備や維持管理、水系の総合的管理、農地の管理保全、森林の公益的機能の向上を高めていきます。

併せて、気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民等）が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進します。

また、農地の良好な管理や森林の整備保全を通じて、県土保全や水源かん養等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップの推進により、ライフライン等の多重性・代替性を確保します。

加えて、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進めます。その際、広域的な視点から、国や県による市町村の防災・減災対策への助言を積極的に行うことも重要です。

② 土地利用の適正な規制・誘導

災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要です。

そのため、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を踏まえて、災害ハザードエリア[8]における開発抑制と、立地適正化計画[9]により中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導します。

さらに、宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することにより、安全性を確保する等の取組を進めます。

（ウ）自然と共生した美しくゆとりある県土利用・管理

① 自然環境の保全・再生

美しくゆとりある県土利用・管理については、県土と社会経済活動の基盤となる自然資本[10]の保全・拡大と持続的な活用を図るため、健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワーク[11]の構築・維持に向け、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要となります。

そこで、国立公園等の保護地域の拡張と管理の強化を図るとともに、低未利用土地の自然再生地への転換も含め、優れた自然環境の保全・再生と併せて、森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークを形成します。

8 災害ハザードエリア…ここでは、住宅等の建築や開発行為等の規制がある災害レッドゾーン（災害危険区域等）と、建築や開発行為等の規制はないものの区域内の警戒避難体制の整備等を求める災害イエローゾーン（浸水想定区域等）を指す。

9 立地適正化計画…居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡し、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープラン。

10 自然資本…自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方。

11 生態系ネットワーク…野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地、水辺、河川等）がつながる生態系のネットワークのこと。

その際、グリーンインフラ[12]や生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR[13]）など、自然環境が有する多様な機能の活用やSDGs[14]の取組によって、地域の社会課題解決を図っていきます。

さらに、自然公園などの優れた自然環境、農山村における緑豊かな環境及び人と地域の自然との関わりの中で育まれた伝統・歴史等を生かした観光振興や地域産業の発展を通じた雇用の創出等を通じて、都市や農山村の様々な地域間のつながりを促進します。

また、こうした取組を通じて形成・維持される緑豊かな自然を新たな世代へと守り育てていくために、森・里・まち・川・海が一体となった自然環境を保全するとともに、地域の実情や住民の意向を踏まえた環境や景観への配慮、地下水を含む健全な水環境の維持又は回復に取り組み、環境への影響の低減につなげます。

これらの取組と併せて、多様な主体の連携による取組として、地域が主体となって、地域資源を最大限活用しながら、環境・社会・経済課題を同時に解決していくローカルSDGs事業を次々と生み育て続けられる自立した地域を作りつつ、自立した地域同士が支え合うネットワークを構築する「地域循環共生圏[15]」の形成を促進します。

②　自然環境の保全と脱炭素社会ぎふの実現との両立

自然環境の保全と脱炭素社会ぎふの実現との両立を図る観点から、太陽光発電設備や風力発電設備などの再生可能エネルギー施設の設置に際しては、太陽光発電設備に対する将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることなども踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、地域との共生を図ります。

（エ）デジタル技術を活用した県土利用・管理

適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、人口や高齢化率、農地の利用状況、森林資源に関する情報、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要となります。

このため、県土の現状を的確に把握し、県民に広く共有することを基本的な方向とし、自然災害や環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につながる地理空間情報等のデジタルデータやリモートセンシング等のデジタル技術の活用を推進するとともに、県土の状況把握や見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより、県土利用・管理の効率化及び高度化を図ります。

さらに、各種分野のデータについて、各主体が容易に利活用できるように、所有するデータを積極的に公開（オープンデータ化）し、まちづくりや県土管理等に効果的に活用していきます。

[12] グリーンインフラ…社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組。

[13] Eco-DRR…Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略。生態系と生態系サービスを維持することで危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食料や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える対策。

[14] SDGs…Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015 年９月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

[15] 地域循環共生圏…地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカル SDGs 事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。

（オ）多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理

人口減少等の進行に伴う土地利用ニーズの低下等を背景とした所有者不明土地や管理不全の土地の増加が懸念される中、適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していくことが重要となります。

このため、多様な主体が連携して地域の課題解決に取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、空き地・空き家バンク等の官民連携の取組を推進します。

また、二地域居住者等を含む関係人口の拡大と地域との関わりの深化等を通じて、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理を推進していくことが重要です。

このため、県土の多面的な価値に応じた公的主体及び土地所有者による管理と併せ、良好な水資源をはじめとした県土の恵みを享受する都市住民や民間企業等の森林づくりへの参加等、多様な主体による県土管理を図っていきます。

（２）地域類型別の県土利用の基本方向

国土の利用に当たっては、各土地利用を個別に捉えるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型として捉えた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山村、自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとします。

なお、都市、農山村、自然維持地域は互いに独立して存在するものではなく、相互貢献や連携により相乗効果を生み出し、空間の質的向上を図ることが重要となります。

ア　都市

都市は、人口減少下においても、必要な都市機能（医療・福祉・商業等）を確保しつつ、環境負荷の少ない安心した暮らしを目指すことが重要であるため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいたまちづくりを推進します。

このため、立地適正化計画により、中長期的な視点で都市機能や居住を中心市街地や生活拠点等に誘導し、集約化するとともに、郊外への市街地の無秩序な拡大を抑制し、既成市街地においては再開発等により土地利用の高度化を図ります。また、中心市街地における都市機能の充実や市街地の活性化、公共交通の利便性向上を推進することにより、ウォーカブルで賑わいのあるまちへの転換を図ります。

なお、都市機能や居住の誘導及び集約化に当たっては、土地本来の災害リスクを踏まえ、地域の実情や様々な条件を勘案し、安全性の確保を重視します。地域の合意を踏まえ、災害ハザードエリアにおける開発抑制とともに、災害リスクの低い地域への都市機能や居住の誘導を進めます。また、既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合には、耐震化等による防災機能の強化を図るとともに、災害時の避難場所やオープンスペースの確保に配慮します。

さらに、低未利用土地や空き家の有効利用を促進し、新たな土地需要に対しては、既存の低未利用土地の再利用を優先します。空き家については、移住・定住者や子育て世代向けなどの住宅としての活用を支援し、地域の活性化につなげます。

集約化する地域の外側においても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行うことにより、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現します。さらに、集約化した都市間及び農山村とのネットワークの充実により、各地域の機能分担や交流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。なお、地域社会の持続可能性の向上に資する場合を除き、農地や森林等からの無秩序な土地利用転換は抑制します。

都市防災については、密集市街地や狭あい道路など、地震や豪雨等に対して、脆弱な場所が依然として存在することから、諸機能の分散配置、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造の形成を図ります。また、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点に立った地域づくりを進めます。

都市、農山村、自然維持地域の相互貢献・連携の観点からは、水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラやEco-DRR として都市の緑地を活用するほか、国が設定・管理する都市内の緑地等のOECM[16]と保護地域による生態系ネットワークの構築を通じた自然環境の保全と再生を図ります。さらに、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、環境負荷が少ない都市の形成を図ります。

住宅と農地が混在する地域においては良好な居住環境と営農環境の調和を図るとともに、多様な役割を果たす都市農地の保全を図るなど、計画的かつ適切な土地利用を進めます。

イ　農山村

農山村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源のかん養など重要で様々な機能を有します。このため、県民共有の財産であるという認識の下、農林畜水産業や地域産業の振興、生活環境の整備、農山村と都市の交流等を推進し、未来を支える農業・農村、森林づくりを進めます。具体的には、農林畜水産物のブランド展開や県産材の需要拡大、多様な地域資源を観光や福祉等の他分野と組み合わせて新たな付加価値などを創出する取組等を通じ、雇用促進や所得向上を図ります。また、防災重点農業用ため池の改修、森林整備と治山施設を組み合わせた防災・減災対策など災害に強い農山村づくりを推進します。

急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動の場を歩いて移動できる範囲に集め、周辺地域と公共交通等のネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を推進します。また、複数の集落の機能を補完し、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティの維持に取り組む「農村型地域運営組織（農村RMO）[17]」の形成を進めます。これらにより、集落機能を集約的に維持・強化し、良好な県土管理を継続させるとともに、美しい農山村景観の保全及び創出を進めます。その際、地域の実情と住民の意向を踏まえ、優先的に維持したい農地をはじめとする土地の明確化や管理方法の転換等により、持続可能な土地の利用・管理を推進していきます。

さらに、都市、農山村、自然維持地域の相互貢献・連携の観点からは、農山村と都市との機能分担や地方への移住や二地域居住などの交流・連携を通じ、地域の支えとなる関係人口の創出と拡大を図ります。

鳥獣の市街地等への出没対策や外来種による生態系等への被害防止なども含め、野生生物の重要な生息・生育の環境としても機能している二次的自然環境[18]を適切に維持管理します。また、鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退をもたらし耕作放棄や離農の要因となることから、デジタル技術を活用した鳥獣被害対策とジビエ利活用の取組の拡大を図ります。さらに、山村においては、森林空間を健康・観光・教育等様々な分野で活用する森林サービス産業等の新たな産業と雇用の創出を図っていきます。

16 OECM…Other effective area-based conservation measure の略。国立公園などの保護地域に該当しないが、生物多様性の保全に実質的に貢献している地域。企業林や社寺林、里地里山などが該当する。

17 農村型地域運営組織（農村 RMO）…複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

18 二次的自然環境…人間活動によって創出され、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境のこと。里地里山を構成する水田やため池、雑木林、また、採草地や放牧地などの草原のこと。

さらに、里地里山や森林施業地等において、持続的な農林水産業を通じて生物多様性保全に貢献する取組を推進するとともに、適切なものについては生態系ネットワークの形成を推進します。

ウ　自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境の保全・再生を図るとともに、外来種や鳥獣による生態系への被害の防止や自然環境データ整備等の対策を総合的に進めます。

とりわけ、生物多様性の損失を食い止め、その回復を図るため、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保により、広域的な生態系のネットワーク化を促進します。

都市、農山村、自然維持地域の相互貢献・連携の観点からは、グリーンインフラやEco-DRRなど自然環境が有する多様な機能を生かした地域課題の解決を図るほか、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての適切な利用、国立公園などの魅力向上などによる保護と利用の好循環を図るなど、都市や農山村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。

（３）利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとします。なお、各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の関連性に十分留意し、地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理が実現できるよう調整を図ることが必要です。

ア　農地

農地は宅地への転用や荒廃農地の発生等により減少傾向にありますが、県民生活を支える食料等の生産基盤であることから、耕地利用率や農地の集積率等の向上により更なる食料の安全保障の強化を図りつつ、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保と整備を行います。

その際、農業生産の効率を高め、地域計画の達成に向け安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の基盤整備や、農地中間管理機構[19]を活用した農地の集積・集約化を加速化させます。担い手の負担軽減のため水路等の保全管理といった地域の共同活動を支援します。加えて、農業上の利用が行われる区域や保全等を進める区域について、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の適切な利用を確保します。

農業・農村が有する県土保全、洪水防止、生物多様性の保全、良好な景観形成などの多面的機能が十分発揮されるよう配慮するとともに、ぎふ清流GAP評価制度[20]の推進等により、環境負荷の低減に配慮した農業生産を推進します。

中山間地域等では、都市と農村の共生・交流など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担の在り方について検討します。荒廃農地の発生防止等、農地の確保と適正利用の強化を図るとともに、荒廃農地発生等の要因となる鳥獣による農作物被害への対策を進めます。また、農業と他分野の連携による取組等を通じ、複数の地域で支え合い、地域資源の維持や集落機能を補完する体制の構築を図ります。市街化区域（都市計画法第７条第１項の市街化区域をいう。以下同じ。）内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも計画的な保全と利用を図ると

19 農地中間管理機構…2014 年度より各都道府県に１つ設置された農地の中間的受け皿機関（農地バンク）。リタイアする農業者の農地や地域内で分散・錯綜して利用されている農地を借受け、必要な場合は基盤整備等の条件整備を行って、担い手（大規模家族経営・法人経営・集落営農等）にまとまりのある形で農地を貸付ける。

20 ぎふ清流 GAP 評価制度…安全・安心で、環境にやさしい農産物を提供するために、岐阜県が定めた農場評価規準に基づき生産が行われているかを評価する制度。

ともに、市民農園の活用を通じて住民に交流の場を提供します。

さらに、デジタルや新技術活用の観点からは、担い手確保や労働力不足の解消といった課題解決のため、ICT、ロボット、AI技術を活用したスマート農業技術を推進するとともに、食料・農業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現し、持続可能な食料システムを構築します。

農地への再生可能エネルギー導入に当たっては、食料安全保障の観点からも、県内の農業生産の基盤である優良農地の確保や農村地域の活力の向上に特に配慮します。

イ　森林

森林は、水源のかん養、山地災害の防止、木材の生産、二酸化炭素吸収による地球温暖化の防止、生物多様性の保全など多面的機能を有し、重要な役割を果たします。それらの多面的機能を十分に発揮できるよう、100年先を見据え、森林の機能に応じた再配置を進めることにより、健全で豊かな森林づくりを推進し、森林の整備と保全を図ります。

その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、森林経営管理制度等に基づき、森林の経営管理の集積・集約化を進めるとともに、間伐、主伐・再造林などの森林管理の支障となっている所有者不明森林についても適切な整備及び管理を実施できる制度の構築を検討します。

また、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、森林資源の循環利用の確立を図るため、主伐後の確実な再造林を推進し、花粉発生源対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図ります。さらに、新たな木材需要（非住宅・中高層建築物、木質バイオマス等の活用など）を創出することなどにより県産材の利用を促進します。加えて、これらの取組を効率的かつ持続的に推進するため、多様な主体が連携し、地域一体の林業活動をする際、デジタル技術をフル活用するための拠点を整備し、林業の生産性向上等を図ります。

また、森林の立地や地域特性に応じた適切な整備を進めるため、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境の確保のための緑地の保全及び整備を図ります。農山村集落周辺の森林については、地域社会の活性化等のため里山林の整備等を通じた適正な利用を図ります。あわせて、「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、森林資源の循環利用を進めるとともに、森林経営への資金循環が期待される森林由来Ｊ－クレジット[21]及び岐阜県独自のＧ－クレジット[22]を活用したカーボン・オフセットを推進します。さらに、原生的な森林や貴重な野生生物が生息・生育する森林等については、その適正な保全を図ります。

なお、太陽光発電設備の設置に係る開発については、許可基準の適正な運用を通じ、森林の公益的機能を確保します。

ウ　原野等

原野等のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全をします。その他の原野及び採草放牧地については、地域の実情に応じて保全・利用を図ります。

エ　水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性確保のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、予防保全も含めた施設の適切な維持管理・更新

[21] 森林由来J-クレジット…適切な森林管理による CO2 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
[22] G-クレジット…県内の適切に管理された森林による CO2 吸収量をクレジットとして岐阜県が認証する制度。

を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。また、自然環境が有する多様な機能を生かしたグリーンインフラやEco-DRR の取組を推進するため、河川の整備に当たっては、治水及び利水が持つ多様な機能の発揮・向上に留意しつつ、生物多様性の保全に必要な水量・水質の確保や、生態系ネットワークの形成を促進するとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や人とのふれあいの場の保全・創出を図ります。さらに、これらの取組を通じて、まちづくりと連携した地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の形成を促進するとともに、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図ります。

オ　道路

一般道路については、生活や社会経済活動を支え、交流拡大、地域間の連携を促すとともに、緊急輸送道路等の道路ネットワークを確保するため、必要な用地の確保をし、整備を進めます。また、予防保全によるメンテナンスへの移行を目指すとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じた既存用地の持続的な利用を図ります。

整備に当たっては、道路の安全性・快適性、防災機能の向上、快適な歩行空間の確保とともに、希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理のため、必要な用地の確保を図るとともに、老朽化した施設の再編・強靭化等の取組や施設の適正な維持管理を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。農道及び林道の整備に当たっては、周辺環境への影響を十分考慮します。

カ　宅地

【住宅地】

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境の形成に努めます。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導し、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限します。

住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進し、農地や森林等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保します。

太陽光発電設備の設置による再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮します。

【工業用地】

工業用地については、東海環状自動車道西回り区間等の道路やリニア中央新幹線の整備等、交通ネットワークの形成を地域産業の発展につなげるため、周辺環境との調和に配慮しつつ、豊富な水資源等、地域資源に恵まれた立地を生かした工業用地の確保と低未利用土地の有効活用を図ります。

工場移転や業種転換等に伴い生ずる工場跡地については、土壌汚染の防止等に努めるとともに、良好な都市環境の整備のため有効利用を進めます。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進します。

【その他の宅地】

事務所・店舗用地等その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化や商業の活性化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への誘導及び集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、郊外への無秩序な拡大を抑制しつつ、地域の意向を反映した適正な立地を確保します。

公共施設については、建て替えなどの機会を捉え、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進することにより、災害時の機能を確保し、より安全な地域への市街地の集約化を促進します。

キ　その他

【公用・公共用施設の用地】

公園緑地、文教施設、公庁舎等公用・公共用施設の用地については、太陽光発電設備の設置による再生可能エネルギーの導入拡大を図る際には、地域との共生や環境の保全に配慮して、必要な用地の確保に努めます。

また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き店舗等の活用やまちなか立地に配慮します。

【低未利用土地】

低未利用土地のうち、工場跡地等都市の低未利用土地については、再開発等市街地整備用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等として再利用します。

荒廃農地は、所有者等による適切な管理に加え、都市住民やNPO等多様な主体が直接・間接的に参加すること等により、農地としての活用を積極的に図ります。一方で、様々な政策努力を払ってもなお再生困難な荒廃農地については、地域の実情に応じた森林等新たな生産の場としての活用や、工業用地としての利用、自然環境の再生など、他用途への転換も含めて有効な活用を進めます。

ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用します。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

（４）圏域別の県土利用の基本方向

圏域別の土地利用にあっては、持続可能な県土利用を図るため、土地、水、森林などの県土資源の有効性を踏まえつつ、それぞれの特色ある土地利用が図られるよう適正に対処しなければなりません。

圏域の区分は、本県の自然的、社会的、歴史的な過程を考慮し、岐阜圏域（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町及び北方町）、西濃圏域（大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町及び池田町）、中濃圏域（関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村及び御嵩町）、東濃圏域（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市）及び飛騨圏域（高山市、飛騨市、

下呂市及び白川村）の５区分とします。

ア　岐阜圏域

岐阜圏域は県南西部に位置し、南部には木曽川、長良川、揖斐川により形成された濃尾平野が広がり、北部には越美山系からなる山間地が連なっています。岐阜市、羽島市、各務原市、本巣市及び山県市などを中心に市街地が形成されており、本県の行政・経済の中心として、県全体の約４割に当たる約 78 万人の人口が集中する地域となっています。また、長良川鵜飼や伝統的工芸品である岐阜提灯、岐阜和傘など、歴史・文化資源にも恵まれています。

本県の中核をなす地域として、駅周辺及び主要幹線道路沿いの交通条件の良さを生かし、低未利用土地の有効利用・再開発等によって都市機能を集約して土地の高度利用を図るとともに、住宅地・商業地等を適正に配置することにより良好な市街地の整備を進めます。また、中心市街地を含めた賑わいのあるまちづくりを推進するため、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づき、各種都市機能が集積する拠点の形成と、新たな交通システムの導入検討を含めた持続可能な交通ネットワークの構築による拠点間連携を進めます。なお、市街地整備に当たっては、安全性、環境、景観に十分配慮して計画的に進めます。

東海環状自動車道が、名神高速道路、東海北陸自動車道、中央自動車道及び新東名高速道路とつながり、交通・物流の利便性の向上により、産業の振興と発展が期待されます。今後も、成長分野及び製造業・物流関連産業を中心とした企業立地を促進し、産業の集積を図るため、周辺環境との調和に配慮しつつ必要に応じた用地の確保に努めます。

農業については、えだまめやいちごなどの野菜、柿などの果樹を中心とした都市近郊型農業が営まれています。今後も農業の振興を図るため、優良農地の確保と整備、農地の集積・集約及び荒廃農地の解消を図ります。加えて、北部の山間地ではスギを中心とした林業が行われています。今後は、林業と自然環境との共存や観光、生活環境も考慮し、適正な森林配置を行うとともに、県土保全、水源かん養機能等の公益的機能の維持増進及び林業の振興のため、森林整備及び管理を進めます。

飛騨木曽川国定公園の優れた景観や本巣市北部の自然環境保全地域などの優れた 自然環境を適切に保全し活用するとともに、希少野生動植物の生息・生育環境の保護・保全に努めます。

この地域における土地利用の安全を確保するため、木曽川、長良川、揖斐川等における流域治水を推進するとともに、土砂災害対策及び大規模地震対策を推進します。積雪量の多い北部地域においては、大雪対策を推進します。

イ　西濃圏域

西濃圏域は県西部に位置し、南東部には濃尾平野が広がり、大垣市以南には揖斐川及び長良川に沿って海抜ゼロメートル地帯が形成されています。また、北部から西部にかけては越美山系、伊吹山系及び養老山系が連なる山間地が広がっています。この地域では、大垣市及び海津市を中心に市街地が形成されており、豊富な地下水資源に恵まれ、大垣市は「水の都」として知られています。また、ユネスコ無形文化遺産に登録されている大垣祭や史跡関ケ原古戦場などの文化・歴史資源を有しています。

本県西部の拠点地域として、駅周辺及び主要幹線道路沿いの交通条件の良さを生かし、低未利用土地の有効利用・再開発等によって都市機能を集約し、土地の高度利用を図るとともに、住宅地・商業地等を適正に配置することにより良好な市街地の整備を進

めます。なお、市街地整備に当たっては、安全性、環境及び景観に十分配慮して計画的に進めます。

東海環状自動車道西回り区間の整備により、交通・物流の利便性向上が期待されることから、インターチェンジ周辺や沿線地域において、製造業や物流関連産業をはじめとする企業立地を促進し、産業の集積を図るため、周辺環境との調和に配慮しつつ必要な用地の確保に努めます。さらに、大垣市のソフトピアジャパンについては、IT 関連企業が集積する情報産業の拠点として、「中部圏の IT 拠点」を目指した地域づくりを進めます。

史跡関ケ原古戦場については、自然環境及び景観との一体的な保全と継承に努めるとともに、岐阜関ケ原古戦場記念館と連携しながら観光資源としての活用を促進し、地域の活性化及び観光産業の発展を図ります。

農業については、南部を中心に大区画ほ場整備を生かした水稲等の土地利用型作物の生産に加え、トマトやきゅうり等の施設園芸が営まれています。今後は、さらなる農業の振興を図るため、優良農地の確保と整備、農地の集積・集約及び荒廃農地の解消を推進します。また、地域北部及び西部の山間地ではスギを中心とした林業が行われています。今後は、林業と自然環境との共存や観光、生活環境にも配慮した森林配置を行うとともに、県土保全、水源かん養機能等の公益的機能の維持増進及び林業の振興のため、森林整備及び管理を進めます。

揖斐関ケ原養老国定公園や揖斐県立自然公園等における養老山系の山並みや揖斐川上流の峡谷などの優れた自然環境を適切に保全するとともに、希少野生動植物の生息・生育環境の保護・保全に努めます。

この地域における土地利用の安全を確保するため、揖斐川等における流域治水を推進するとともに、土砂災害対策及び大規模地震対策を推進します。積雪量の多い北部・西部地域においては、大雪対策を推進します。

ウ　中濃圏域

中濃圏域は、県のほぼ中央に位置し、北部及び東部には中部山岳、白山山系あるいは御嶽山系から連なる山間地が広がっており、農林業などの第１次産業が中心となっています。南部は、長良川、木曽川沿いに丘陵地や平坦地が広がっており、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市及び郡上市において市街地が形成されています。長良川上中流域の「清流長良川の鮎」は世界農業遺産に認定されており、「鮎」を核として、人の暮らし、水環境、漁業資源が相互に関わる「里川システム」の保全と活用が進められています。また、ユネスコ無形文化遺産の本美濃和紙、郡上踊、寒水の掛踊などの豊かな文化資源を有しており、関の刃物や郡上本染などの伝統産業が受け継がれています。

これらの地区では、駅周辺及び主要幹線道路沿いの交通条件の良さを生かし、低未利用土地の有効利用・再開発等によって都市機能を集約して土地の高度利用を図るとともに、住宅地・商業地等を適正に配置することにより良好な市街地の整備を進めます。なお、市街地整備に当たっては、安全性、環境、景観に十分配慮して計画的に進めます。

また、東海北陸自動車道や東海環状自動車道、濃飛横断自動車道などの交通ネットワークを活用し、成長分野を中心とした企業誘致の促進と、産業集積を図ります。そのため、周辺環境との調和に配慮しつつ必要に応じた用地の確保に努めます。さらに、この地域には岐阜県百年公園やぎふワールド・ローズガーデンといった都市公園が存在し、観光資源としての活用を促進し、周辺地域の活性化を図ります。

この地域では、水稲、野菜、茶等を中心として、中山間地の特徴を生かした多様な農業が展開されています。今後も農業の振興を図るため、優良農地の確保と整備、農地の集積・集約及び荒廃農地の解消を図ります。

中央部から北部にかけての山間地ではスギを、東部の山間地ではヒノキを中心とした林業が行われています。今後は、林業と自然環境との共存や観光、生活環境も考慮し、適正な森林配置を行うとともに、水源かん養機能等の公益的機能の維持増進と、林業の振興のための森林整備及び管理を進めます。

飛騨木曽川国定公園や奥長良川県立自然公園における飛騨川、木曽川及び長良川の峡谷美などの優れた自然環境を適正に保全するとともに、希少野生動植物の生息地の保護・保全に努めます。

この地域における土地利用の安全を確保するため、木曽川、長良川等における流域治水を推進するとともに、土砂災害対策及び大規模地震対策を推進します。積雪量の多い北西部地域においては、大雪対策を推進します。

エ　東濃圏域

東濃圏域は、県南東部に位置し、東部には御嶽山や恵那山に連なる山間地が広がっており、木曽川及び土岐川沿いには丘陵地が形成されています。この地域は、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市において市街地が形成されています。西部は窯業原料となる陶土が豊富であることから、美濃焼の生産地として有名です。

これらの地区では、駅周辺及び主要幹線道路沿いの交通条件の良さを生かし、低未利用土地の有効利用・再開発等によって都市機能を集約して土地の高度利用を図るとともに、住宅地・商業地等を適正に配置することにより良好な市街地の整備を進めます。なお、市街地整備に当たっては、安全性、環境、景観に十分配慮して計画的に進めます。

リニア中央新幹線（品川－名古屋間）が開業することに伴い、岐阜県駅（仮称）が中津川市に設置されることから、開業効果を県内全域に最大限波及させるため、岐阜県駅を中心に、可茂地域を含めたまちづくりを計画的に進めます。今後、中央自動車道や東海環状自動車道、濃飛横断自動車道、国道 19 号、JR 中央本線の交通ネットワークを活用し、成長分野を中心とした企業誘致と産業集積を図ります。その際は周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとします。

この地域では、養鶏を中心に畜産業が盛んに営まれており、東部においては、特産品である栗菓子の原料となるくりの生産量が県全体の約８割を占めています。今後も農業の振興を図るため、優良農地の確保と整備、農地の集積・集約及び荒廃農地の解消を図ります。

東部の山間地ではヒノキを中心とした林業が行われており、東濃ヒノキに代表される良質な木材の生産が行われています。今後は、林業と自然環境との共存や観光、生活環境も考慮し、適正な森林配置を行うとともに、水源かん養機能等の公益的機能の維持増進と、林業の振興のための森林整備及び管理を進めます。

土岐三国山県立自然公園や恵那峡県立自然公園などにおける丘陵地帯からの展望景観美や峡谷美などの優れた自然環境を適正に保全するとともに、希少野生動植物の生息地の保護・保全に努めます。

この地域における土地利用の安全を確保するため、木曽川等における流域治水を推進するとともに、土砂災害対策及び大規模地震対策を推進します。

オ　飛騨圏域

飛騨圏域は県北部に位置する四方を山で囲まれた地域であり、高山市、下呂市及び飛

騅市を中心に市街地が形成されています。森林面積が地域総面積の９割を占め、豊富な森林資源がこの地域の地場産業である木工産業の発展を支え、飛騅春慶、一位一刀彫などの伝統的工芸品を育んでいます。この圏域には、下呂温泉、奥飛騅温泉郷、世界文化遺産白川郷、飛騅高山の古い町並、ユネスコ無形文化遺産の高山祭及び古川祭など、県内でも豊富な観光資源を有し、国内外から多くの人々が訪れる土地となっています。

これらの地区では、駅周辺及び主要幹線道路沿いの交通条件の良さを生かし、空き家を含む低未利用土地の有効利用・再開発等によって都市機能を集約して土地の高度利用を図るとともに、住宅地・商業地等を適正に配置することにより良好な市街地の整備を進めます。なお、市街地整備に当たっては、安全性、環境、景観に十分配慮して計画的に進めます。

また、東海北陸自動車道や中部縦貫自動車道、濃飛横断自動車道、国道 41 号、国道 156 号などの交通ネットワークにより、インバウンドを中心とする観光需要の拡大がみられ、地域全体の活性化につながる土地利用を推進します。

この地域では、夏季の冷涼な気候を生かして、トマトやほうれんそうなどの夏秋野菜類、桃やりんごなどの果樹の栽培、また肉用牛の生産が盛んに行われています。今後も農業の振興を図るため、優良農地の確保と整備、農地の集積・集約及び荒廃農地の解消を図ります。

飛騅地域北部の山間地ではスギを、南部ではヒノキを中心とした林業が行われていますが、他の地域に比べ天然林の割合が高い地域です。今後は、林業と自然環境との共存や観光、生活環境も考慮し、適正な森林配置を行うとともに、水源かん養機能等の公益的機能の維持増進と林業の振興のための森林整備及び管理を進めます。

この地域は、中部山岳及び白山の２つの国立公園、御嶽山及び飛騅木曽川の２つの国定公園のほか、６つの県立自然公園を有するなど、全国でも有数の自然景観に恵まれています。これらの良好な自然及び貴重な動植物の保護・保全に加え、その魅力を発信することにより観光資源としての適切な利用促進を図ります。

この地域における土地利用の安全を確保するため、宮川、飛騅川等における流域治水を推進するとともに、土砂災害対策、活火山（御嶽山、乗鞍岳、焼岳、白山及びアカンダナ山）への火山災害対策及び大規模地震対策を推進します。積雪量の多い北部地域においては、大雪対策を推進します。

２　土地利用の原則及び調整指導方針

県土においては、国土利用計画法第９条第２項に規定する都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域の五地域を定めるものとします。

それぞれの地域においては、１に定めた基本構想の実現に向け、以下に示す土地利用の原則及び五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針に従い、適正な土地利用を図ります。

なお、土地利用に関連する制度改正が行われた場合は、その制度改正の趣旨を十分考慮することとします。

（１）五地域区分の土地利用の原則

県土利用は土地利用基本計画図に図示された五地域ごとに、それぞれ、次の原則に従って適正に行わなければなりません。

ア　都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域です。

都市地域の土地利用については、農林業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保します。

(ｱ) 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であることを考慮して、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道、その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図ります。

(ｲ) 市街化調整区域（都市計画法第７条第１項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図ります。

(ｳ) 市街化区域及び市街化調整区域以外の都市地域における用途地域（都市計画法第８条第１項第１号による用途地域をいう。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めます。

イ　農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。

農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として県民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることから、現況農用地は、極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備します。

(ｱ) 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であり、土地改良、農地の集約化等の農業生産基盤の整備を計画的に推進していることから、他用途への転用は行わないものとします。

(ｲ) 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を完了した場合には、調整された計画等を尊重します。

農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、または農業に対する公共投資の対象となった農地は優良農地であることから、これらの農地の転用は、優良農地以外の農地より後に転用されるよう努めます。

都市計画等農業以外の土地利用計画がない地域においては、上記農地の転用は原則として行わないものとします。

ウ　森林地域

森林地域は、森林として利用すべき土地があり、林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、県土保全、水源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、必要な森林の確保を図るとともに森林の有する諸機能が最高度に発揮されるようその整備を図ります。

(ｱ) 保安林（森林法第25条第１項による保安林をいう。以下同じ。）について、県土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るものであることから、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとします。

(ｲ) 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地またはこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとします。

なお、森林を他用途に転換する場合には、森林資源の保全と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分に考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

エ　自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化[23]に資するものであることから優れた自然の保護とその適正な利用を図ります。

(ｱ) 特別保護地区（自然公園法第21条第１項の特別保護地区をいう。）については、その設定の趣旨に即して景観の厳正な維持を図ります。

[23] 県民の保健、休養及び教化…美しい風景地など自然の中で休養し、レクリエーションを行い、また自然から学ぶこと。

(ｲ) 特別地域（自然公園法第20条第１項又は第73条第１項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致または景観の維持を図るべきものであることから、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとします。

(ｳ) その他の自然公園地域においては、都市的利用、または農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとします。

オ　自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域です。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来にわたって県民に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図ります。

(ｱ) 特別地区（自然環境保全法第25条第１項又は第46条第１項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨から、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図ります。

(ｲ) その他の自然保全地域においては、原則として、土地の利用目的を変更しないものとします。

（２）五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち２地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、３以上の地域が重複する地域においては、次に掲げるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、１の（２）に掲げる地域類型別の基本方向、１の（３）に掲げる利用区分別の基本方向及び１の（４）に掲げる圏域別の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図ります。

ア　都市地域と農業地域とが重複する地域

(ｱ) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合

農用地としての利用を優先します。

(ｲ) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めます。

イ　都市地域と森林地域とが重複する地域

(ｱ) 都市地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先します。

(ｲ) 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として都市的な利用を優先しますが、緑地としての森林の保全に努めます。

(ｳ) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めます。

ウ　都市地域と自然公園地域とが重複する地域

(ｱ) 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整し、都市的利用を図ります。

(ｲ) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先します。

(ｳ) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図ります。

エ　都市地域と自然保全地域とが重複する地域

(ｱ) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先します。

(ｲ) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図ります。

オ　農業地域と森林地域とが重複する地域

(ｱ) 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先します。

(ｲ) 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先しますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めます。

(ｳ) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先しますが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めます。

カ　農業地域と自然公園地域とが重複する地域

(ｱ) 農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先します。

(ｲ) 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図ります。

キ　農業地域と自然保全地域とが重複する地域

(ｱ) 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先します。

(ｲ) 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図ります。

ク　森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図ります。

ケ　森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図ります。

（３）五地域区分を補完する調整指導方針

土地利用の転換を図る場合には、容易には復元できないことや周辺への影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を総合的に勘案しつつ適正に行うものとし、次のとおり対応します。

ア　大規模な土地利用の転換への対応

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保に配慮しつつ、適正な土地利用転換を図ります。また、開発事業の実施段階における環境影響評価の実施や、事業の特性を踏まえつつ、公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を実施するなど、環境に適切な配慮をしながら土地利用の適正化を進めます。

これらの実施に先立ち、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた上で、市町村の各種計画との整合を図ります。

イ　インターチェンジ周辺や幹線道路沿いの開発への対応

インターチェンジ周辺や幹線道路沿いについては、交通利便性の向上に伴い都市的土地利用の需要増加が見込まれます。このため、特に農地の利用転換に際しては、食料生産の確保と地域の振興を考慮しつつ、地域の農業や景観等に及ぼす影響及び地域の実情を踏まえた開発の必要性について検討するものとし、周辺の土地利用の規制・誘導により、周辺地域と調和した適正な土地利用を図ります。

ウ　再生可能エネルギー関連施設への対応

再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、関係法令の遵守を求めるほか、地域住民に対する十分な説明や合意形成の重要性について事業者の理解を促します。また、太陽光発電設備については、将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることを踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、地域との共生を図りつつ、適正な土地利用を推進します。

エ　農地と宅地等が無秩序に混在する地域への対応

農地と宅地等が無秩序に混在する地域又は混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等の相互の土地利用の調和を図ります。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ、地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

オ　五地域に属さない地域への対応

五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図ります。

特に森林地域における開発により、個別規制法の規制が及ばない地域が生じ、将来の無秩序な開発等が懸念される場合には、地域の実情を踏まえつつ、他の個別規制法に基づく区域の指定を検討するなど、適切な規制・誘導を図ります。

３　土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

別表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が促進されるよう土地利用上配慮します。

（別表）

計　画　名	事業目的	規 模	位　置	計画主体	事業主体
中津川都市計画事業リニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業	駅周辺施設の整備	21.6ha	中津川市千旦林、茄子川	中津川市	中津川市
中津川西部テクノパーク整備事業	リニアのつくりだす新たな人流を活かした企業誘致	29.2ha	中津川市茄子川	中津川市	中津川市

おわりに

基本計画では、持続可能な県土利用・管理を行うため、「地域の活力が創出される県土利用・管理」「安心して暮らせる県土利用・管理」「自然を守り美しくゆとりある県土利用・管理」「デジタル技術を活用した県土利用・管理」「多様な主体による県土利用・管理」の５つの基本方針を示していますが、これらを実現するために必要な土地利用の転換には数十年単位の期間を要することがあります。したがって、長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点から取り組んでいくことが求められます。

＜参考１＞

１　本計画の構成

本計画は、計画書と計画図により構成されています。

計画書は、県土利用に関する基本的事項の全体像を示すものであり、計画図は国土利用計画法第９条第２項に規定する都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の範囲を図示するものです。

２　計画図

計画図は、縮尺５万分の１の図面で作成したものです。国土交通省ホームページ上の土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY: Land Use Control - 25 -ack-up sYstem）に掲載されています。

＜参考２＞

１　利用区分別の県土利用の状況

区　分	平成25年 (km2)	令和6年		R6/H25 比率
		(km2)	構成比	
農地	574	539	5.1%	93.9%
森林	8,573	8,573	80.7%	100.0%
原野等	52	18	0.2%	34.6%
水面・河川・水路	289	285	2.7%	98.6%
道路	308	309	2.9%	100.3%
宅地	408	434	4.1%	106.4%
住宅地	247	264	2.5%	107.3%
工業用地	35	38	0.4%	108.6%
その他の宅地	126	131	1.2%	104.0%
その他	417	463	4.4%	111.0%
合 計	10,621	10,621	100.0%	100.0
市 街 地	179	191	1.8%	106.7%

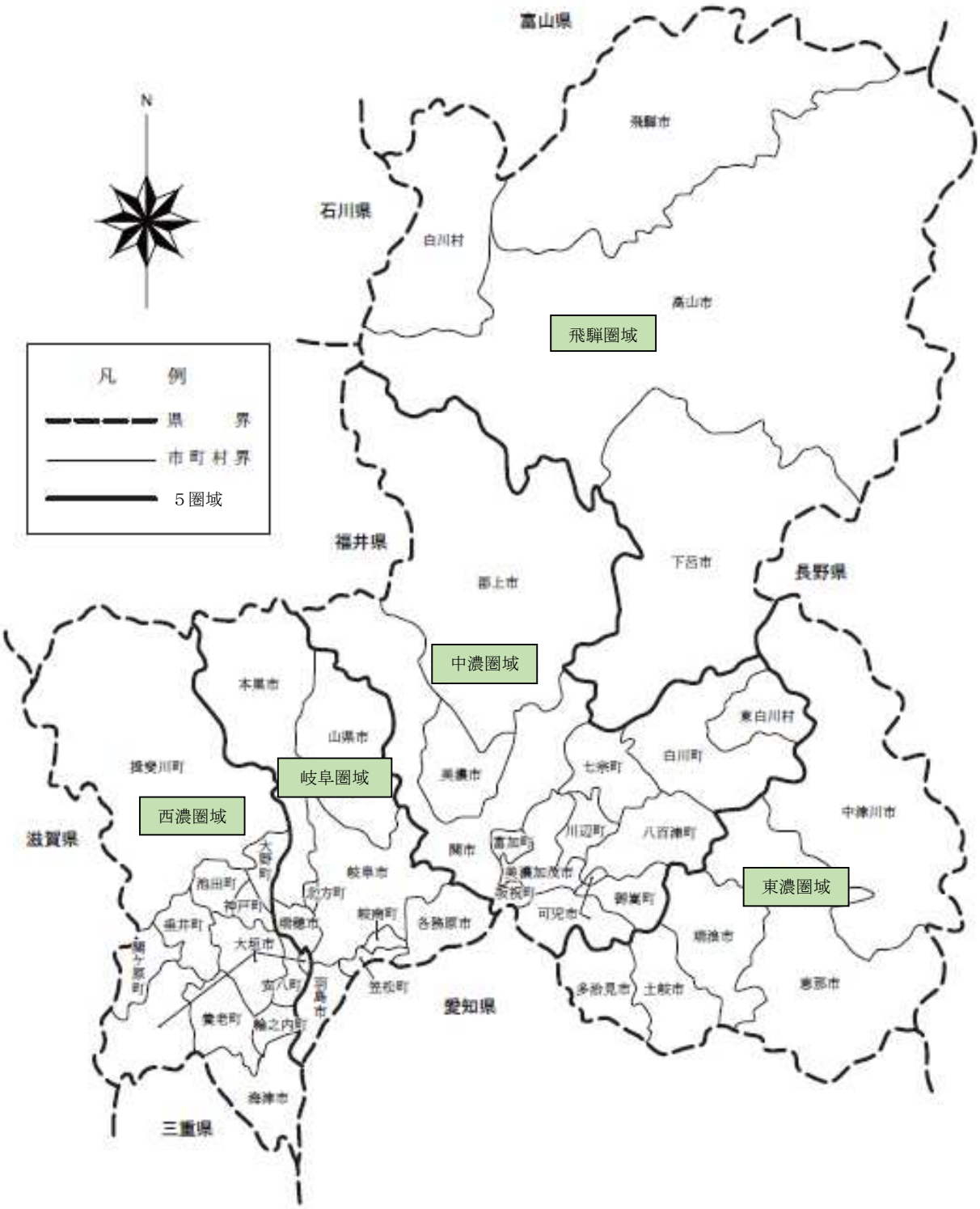
注１：上記区分については以下のとおりである。

区　分	定　　義
農　地	農地法第２条第１項に定める農地
森　林	林道面積を除いた国有林と民有林の合計
原　野　等	森林以外の草生地（採草放牧地を含む。）から国有林に係る部分を除いた土地
水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計
道　路	一般道路、農道及び林道の合計（車道部、歩道部、自転車道部及び法面等）
宅　地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地（住宅地、工業用地、その他の宅地）
その他	県土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」を除いた土地

注２：市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。
令和６年欄の市街地面積は、令和２年の国勢調査による人口集中地区の面積である。
平成25年欄の市街地面積は、平成22年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

注３：構成比は、四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。

２　圏域別の県土利用の基本方向における圏域の区分



３　土地利用基本計画図地域区分別面積

（１）五地域区分の面積

区　　分		面　積　(ha)	割　合(%)
五地域	都市地域	241,619	22.7
	農業地域	159,170	15.0
	森林地域	861,044	81.1
	自然公園地域	200,306	18.9
	自然保全地域	2,957	0.3
計		1,465,096	137.9
白　地　地　域		7,422	0.7
県　土　面　積		1,062,129	100.0

注：県土面積は令和８年３月 31 日現在。以下同じ。
　　各地域の面積は土地利用基本計画図により計測したものである。

（２）五地域の重複状況別面積

区　　分		面　積　(ha)	割　合(%)
重複のない地域	(都)	48,080	4.5
	(農)	40,973	3.9
	(森)	557,540	52.5
	(公)	3,508	0.3
	(保)	2	0.0
	計	650,102	61.2
重複地域	(都) と (農)	82,334	7.8
	(都) と (森)	91,480	8.6
	(都) と (公)	3,333	0.3
	(都) と (保)	11	0.0
	(農) と (森)	22,629	2.1
	(農) と (公)	8,798	0.8
	(農) と (保)	3	0.0
	(森) と (公)	171,035	16.1
	(森) と (保)	2,797	0.3
	(都) と (農) と (森)	2,939	0.3
	(都) と (農) と (公)	1,082	0.1
	(都) と (農) と (保)	35	0.0
	(都) と (森) と (公)	12,171	1.1
	(都) と (森) と (保)	109	0.0
	(農) と (森) と (公)	334	0.0
	(農) と (森) と (保)	0	0.0
	(都) と (農) と (森) と (公)	42	0.0
	(都) と (農) と (森) と (保)	0	0.0
	計	399,132	37.6
白　地　地　域		7,461	0.7
県　土　面　積		1,062,129	100.0

注１：（都）は都市地域、（農）は農業地域、（森）は森林地域、（公）は自然公園地域、（保）は自然保全地域を示す。
　　各地域の面積は、土地基本計画図により計測したものである。
注２：面積、割合は、四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。

（３）参考表示の地域・地区等の面積

地域・地区等		面積（ha）	備考
都市地域	市街化区域 市街化調整区域 用途地域	23,170 39,892 37,274	
農業地域	農用地区域	50,930	
森林地域	国有林 地域森林計画対象民有林 保安林	177,278 684,877 425,185	
自然公園地域	特別地域 特別保護地区	78,935 14,685	
自然保全地域	特別地区	1,919	

注　都市政策課、農村振興課、林政課、自然環境課の資料による。
（地域の面積は、令和８年３月 31 日現在）

4　地域区分が重複する場合の調整指導方針を示す図表

五地域区分 ＼ 細区分		都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域		
		市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	原生自然環境保全地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域	■											
	市街化調整区域	×	■										
	その他	×	×	■									
農業地域	農用地区域	×	←	←	■								
	その他	×	①	①	×	■							
森林地域	保安林	×	←	←	×	←	■						
	その他	②	③	③	④	⑤	×	■					
自然公園地域	特別地域	×	←	←	←	←	○	○	■				
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	○	×	■			
自然保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	←	×	×	■		
	特別地区	×	←	←	←	←	○	○	×	×	×	■	
	普通地区	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	■

×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの
←：相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する
○：相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る
①：土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める
②：原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める
③：森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める
④：原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める
⑤：森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める
⑥：自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図る